	2023.5.27
新	旧
(目的) 第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、 社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の 援助を必要とする <u>沖縄県在住の人々</u> の生活と権利の擁護及び社会福祉 の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、 社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の 援助を必要とする <u>沖縄県民</u> の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に 寄与することを目的とする。
(任意退会) 第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。 (1) 苦情を申立てられ、または倫理委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者 (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者 (3) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者	(任意退会) 第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。 (1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者 (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者 (3) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者
(会員資格の喪失) 第12条 <u>前11条</u> の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに 至ったときは、その資格を喪失する。 (1)会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき (3)社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての 登録を取り消され又は消除されたとき (4)総正会員が同意したとき	(会員資格の喪失) 第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1)会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき (3)社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき (4)総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が<u>前11条</u>の規定によりその資格を喪失したときは、当 法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履 行の義務は、これを免れることができない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
 - 3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この 法人の業務を執行する。<u>また、会長に事故あるとき又は会長が欠けた</u> ときは、会長があらかじめ指名した順序により各理事が会長を代行し 開催することができる。
 - 5 会長、副会長の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし<u>、再任を妨</u> <u>げない</u>。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時社員総会の終結までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の 満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任したした後も、新たに選任された

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が<u>前3条</u>の規定によりその資格を喪失したときは、当法 人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行 の義務は、これを免れることができない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
 - 3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
 - 5 会長、副会長の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、<u>連続して</u> 3期を超えて選任されることはできないものとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任したした後も、新たに選任された

者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。	者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(理事会 <u>運営規程</u>)	(理事会 <mark>規則</mark>)
第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める <u>理事会運営規程</u> による。	第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める <mark>理事会規則</mark> による。
(設置等)	(設置等)
第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。	第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長等及び所要の職員を置く。	2 事務局には、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。
3 事務局長等及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。	3 事務局長、事務局次長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。	4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。